

名古屋市告示第615号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和4年10月21日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和4年10月21日

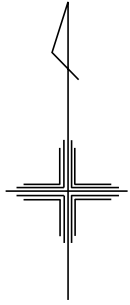
名古屋市長 河村 たかし

道路の供用開始

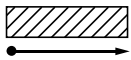
道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	千音寺線第2号	名古屋市中川区富田町大字千音寺字三反田1773番地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺字稲屋4165番の1地先まで	附図
	2	西条新家線第2号	名古屋市中川区富田町大字千音寺字一本松2184番の1地先から 名古屋市中川区富田町大字千音寺字中狭間1274番の2地先まで	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



道路の供用を開始する部分

